

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八四年春季闘争

9 八四年春闘総括

八四年春闘結果に関し、日経連、大概会長は第三七回定時総会のあいさつのなかで、「高すぎた。経済・経営のバランスを回復させるためには、もう一步の賃金決定正常化が必要だ」と評価した。つづいての松崎専務理事の労働情勢報告では、八四年の賃金交渉の特徴のひとつとして「鉄ばなれ」についてふれ、「鉄鋼労使がかちえてきた信頼を踏襲しうる産業は、ここ二、三年は現れそうにない」との考えを示し、主役交替による春闘再構築論に疑問を投じた。

一方、労働側は、総評が「とても満足のできる結果とはいえない」（黒川議長）ときびしい評価をくだし、同盟が賃上げ内容は不満としながらも、「経営側の賃金抑制策に歯止めをかけた」と一定の評価をした。また、金属労協は、大部分の組合が前年を上回る回答を引き出し、さらに「実質賃金確保という見地からみると一定の成果があった」とおおむね肯定的評価をくだしている。全民労協が六月一四日に発表した、加盟単産代表者を対象とした八四賃闘総括に関するアンケート調査結果によると、みずからの産業別組織の賃上げ結果にたいし「まあまあの結果」と答えたのは全体の五六・三%にのぼった。しかし、独自路線をとる統一労組懇は五月二三日の全国代表者会議においての春闘総括で、八四春闘を「低額ストなし結着」と評価し、「全民労協路線が労働者・国民に背を向けたものであることが浮き彫りになった」と述べた。これにたいし電機労連、自動車総連などは、全民労協の役割を積極的に評価する態度を明らかにした。

全体として、八四春闘は、春闘再構築論が唱えられるなか、従来の鉄鋼主導型から「脱鉄鋼」をめざした電機をはじめとする業績好況産業を主導とした展開が一定程度みられたが、今後これがどう発展していくのかが注目される。また、この賃金決定の運動パターンと労働戦線統一問題が、全民労協をはさみ、総評、同盟を軸に微妙にからみ合いながら展開していくものと見られる。とくに、全民労協がその戦術的調整機能を大きく発揮した、八四春闘最大のヤマ場となった四・一「大型集中決戦」のような戦術方式（総評・同盟はこれに肯定的評価をくだしている）が、今後どう変化していくのか興味をもたれるところである。

総評

総評は六月一九日、東京・神田駿河台の総評会館で第六回拡大評議員会をひらき、定期大会（七月二四～二七日）に提案する八三年度運動総括案、八四年度運動方針案、同予算案を確認した。そのなかで、賃金闘争については、「八四春闘で前進をみた総労働態勢をさらに強化することが必要」とする一方、「回答不満な場合は産別自決のもとにストで対処しうる態勢の確立」を強調した。制度・政策闘争については、労働側が「合意を形成して積極的に社会改革を担っていく」としている。そ

の他、六〇〇万総評をめざした組織拡大、全的統一にむけたイニシアティブの発揮、労働者・国民の求める政権の基盤形成などを提起している。真柄事務局長の提案を受けた討論では、「春闘において総評、春闘共闘はもっと積極的に指導性を発揮すべきだ」(全港灣)、「労戦統一はまず総評内の意思統一を」(国労)、「国民春闘路線をもっと明確にすべきだ」(全日自労)などの意見が出され、当面する「健保改悪阻止の行動の具体的提起を」(福島、大分)との要望も出された。また、運動総括のなかで「労戦統一の大義に背をむけ、水をさすもの」として「統一労組懇」の動きを批判した部分について「削除を求める」(運輸一般)意見も出された。

以下、総括文全文をかかげる。

一 闘いの経過とその特徴

(1) 八四春闘の賃上げ水準は、五月二五日現在、国民春闘共闘会議のコンピュータ集計でみると、妥結は九六二〇円、四・六%、回答および妥結は九六〇八円、四・六%(いずれも加重平均)(編注:六月八日現在九、六一七円、四・六%)となっている。これは、昨年の最終集計結果(八三年六月二二日現在)に比べ、額で約四〇〇円、率で〇・一%上まわっている。今春闘では四月末から五月にかけての妥結水準の推移が、例年になく積み上げる傾向を示しているため、今後の動きをなお注目したい。

人勧・仲裁が未確定、そして民間でも未だに三〇%程度が未解決状態にあるこの段階では、最終的な結果はまだはっきりとは予測できない。しかし、五月二五日現在の結果で、暫定的、中間的な総括をすれば、つぎのようになるであろう。

現在の四・六%という妥結水準は、八三年度の消費者物価上昇率が約二%であるから、実質の春闘妥結上昇率は二%強となる。ところで、ここ数年の実質経済成長率は三~四%台で推移し、八三年は三・五%前後におちつくとみられている。したがって、実質の経済成長にみあった実質賃金の上昇は、今年も立ちおくれたことがはっきりした。これまでの経過をみると、春闘の実質賃上げ率は、実収入および実質可処分所得の上昇を規定しているため、今後の生活消費の改善を期待することはできない。なお若干の減税はあったとしても非消費支出の圧迫は依然として強く、加えて四月からは公共料金の値上げなどの影響で可処分所得の伸びは低めにとどまらざるをえないだろう。

(2) われわれは七%以上(定昇別)、一八〇〇〇円の統一要求基準をきめて闘いを展開したが、妥結内容をみると、つぎのような特徴がみられる。

第一は、妥結水準と定昇の関連である。春闘共闘会議のコンピュータ集計による妥結表示は、ほぼすべて定昇込みになっている。したがって定昇分(おおよそ二%)を除くと、二・六%が厳密な意味でのベースアップの引き上げ分である。春闘による実質妥結水準の上昇率(物価分を除く)は、一%以下というきわめて不十分な結果に終わった。

第二に、単産別の主要組合の妥結水準の分布は、ほぼ三~六%の幅におさまった。これは昨年に比べて、より上積みする積極的な面がみられなかったが、他方、より条件の悪い組合の賃上げを支える社会的機能を果たした。

第三に、大企業に対し、中小規模の賃上げが、額・率とも、多少上まわる結果となっており、中小規模組合の善戦が注目される。(五月二五日現在、春闘共闘コンピュータ集計によると、一〇〇〇人以上規模の妥結が加重平均で九五三八円、四・六%であるのに対し、九九九人~三〇〇人の中規模では一〇〇三二円、四・八%、二九九人以下の

小規模では九八八七円、四・八%となっている。)

(3) 今春闘では、低成長下の春闘の特徴として、賃上げだけでなく総合的な労働条件、生活条件全体についての闘いが強調された。労働条件面では、時短や定年制の延長、退職金の増額、雇用条件の改善などにおいて、いくつかの組合で多少の前進をみた。しかし全体としては、目立った成果は得られず、通年的、さらには中長期的な闘いとして、闘争が継続される方向にある。

生活制度課題では、この数年間の要求であった所得減税については、去年の秋闘で一五〇〇億円、今年三月はじめの与野党交渉をとおして年内に一兆六〇〇億円ほどの減税額の約束をとりつけた。しかし、このうち大部分は、前述したように、公共料金をはじめとする諸物価の値上げなどによって、相殺されかねない状況にある。

また、健保、年金、雇用保険などの改悪法案、そして男女雇用機会均等法など、われわれが反対している法案が、今後まだ国会審議にかかっており、その結果いかんによっては、労働者の生活は、さらに深刻な生活状態におとし入れられる危険をはらんでいる。

今日、労働者の生活向上をはかるためには、賃上げはもちろん、総合的な労働条件、生活条件の改善がよりいっそう重要となってきたことが、痛感される。

(4) このような要求課題の組織化や、その実現のための闘争をとおして目立ったのは、要求作成段階における「賃金闘争連絡会議」や、制度政策要求および政労交渉において労働団体間共闘が前進したことである。昨年以来、労働団体間共闘は、従来の労働四団体に全労協を加えて団体間共闘をすすめてきたが、今春闘では、要求基準づくりや減税共闘を皮切りに、「人勧・仲裁」制度問題、健保改悪反対などで共闘を組織した。とくに賃上げ闘争では、四月中旬における民間組合の集中回答日設定による賃上げ回答の相乗効果を図るなど、春闘を全労働者的共闘へとひろげるうえで、一定の役割りを果たした。

しかし、それは、民間大手組合の集中回答あわせに止まり、春闘参加組合全体としての賃上げ相乗効果の発揮までには及ばなかった。ところで中小組合の賃上げ解決状況は、その多くが四月末から五月段階にもちこされたが、例年になく健闘している。

なお、今春闘では、上部団体を異にする単産間共闘が製造業、第三次産業を問わずみられた。これは、産業別レベルにおいて、業種を同じくする組合の間に、産別の枠をこえてひろく共闘しようという動きがでてきたことを示しており、産業構造の変化や労働戦線統一への動きなどに対応した新しい闘いへの模索といえる。

(5) 今春闘では、従来の第一グループ単産の多くが、民間大手主力組合の回答時期にあわせて、全体として集中決戦方式で闘うという方針をたてた。結果的には、「第一グループ」単産の多くは、いままでの三月末回答引きだしを、四月五日に集中させた。そして決戦態勢を四月一～二日の民間大手主要組合の回答日前後に配置し、集中決戦、集中回答による賃上げの相乗効果を狙うこととなった。しかし、回答不満のときは、スト態勢で追いあげるといふ闘争態勢を固めてのぞんだ単産が少なかったこともあり、賃上げ相場のおしあげは不十分なものとなった。そのなかで、数次のストライキ(四月九日二四時間スト、四月二四日以降拠点ストなど)を背景に、全港湾が、異なる産別や港

という地域ローカルユニオンなど六万人余を結集して、経営者団体と取り交した「産別協定」(最賃制、雇用、時短、年金、福祉施設の改善など)は注目される。

その他にも「健保」問題を中心に、賃上げ以外に、独自のストを含む大衆行動を展開した単産がいくつかあった。しかし、賃上げ闘争については、中小単産は、春闘平均相場以上の賃上げを獲得し、格差縮小に善戦したものの、その改善幅は額、率ともわずかであり、今後も継続して取り組む必要があるだろう。

二 八四春闘の問題点とこれからの課題

八四春闘は、今日における産業構造の変化や社会的な生活構造の変化を反映して、いくつかの問題点と、闘争課題を浮き彫りにした。

(1) 第一は、要求方式についての反省である。「消費物価上昇率 $+ \alpha$ 」というような物価に依拠した要求方式が、第一次オイルショック以降、多くの労働組合で定着するようになった。しかしこれは「狂乱物価」時代のいわば、緊急避難としての要求方式だったのではなかろうか。

消費者物価が、比較的安定するようになった低成長時代の今日では、物価上昇要因だけでなく、むしろ労働者の生活パターンの変化にみあう生活賃金要求方式を、賃金体系や賃金制度を含めて検討する必要がある。

すでに総評は去年一〇月に、各単産賃金担当者を中心に賃金政策専門委員会を発足させ、約二年間の期間をかけて、新しい時代に対応する賃金政策づくりに着手しているが、当面する要求方式としては、この数年、労働団体間共闘で力を入れるようになった一八歳、三五歳をポイントとする個別賃金要求方式を定着させるとともに、その、年齢別ポイントの数をふやしていく必要があるのではなかろうか。

個別賃金要求方式は、高成長時代、大手企業組合間にあって取り入れられたものであるが、現在、中小労組を数多くかかえる単産においても採用されるようになってきている。それは、大手企業と中小企業の賃金格差を具体的に縮小するための歯止め目標という意味を、中小労組にあってはもっているが、全体としては、社会的賃率形成への具体的指標として活用されようとしている。

その他、生計費調査にもとづく要求方式とか、各単産とも、種々な要求づくりの模索をしており、「物昇 $+ \alpha$ 」方式のマンネリ化を打破する新しい要求方式の開発がのぞまれる。

(2) 春闘再構築をめざす闘いの転機のひとつとして、今春闘では、集中決戦方式という戦術がとられ、相場形成について、主体的役割りをいちおう果たした。しかし一年目ということもあり当初期待したような十分な成果をあげることはできなかった。今後、この共闘戦術は、情報交換や回答あわせの段階から、産別自決に基づくスト態勢づくりの確立や、大手だけでなく中小労組も数多くまきこんでいくとか、質的強化と量的拡大による発展が期待される。

(3) 相場形成が大手主要組合を中心とする集中決戦型に移るに従い、従来先行して高位相場の形成をはかってきた先行組合の役割も当然、変わらざるをえなくなる。先行組合は八二春闘以来「第一グループ」といわれるようになったが、そのなかには、全金のように六〇年代中頃から、大手に対する格差縮小の闘いを展開してきた単産や、合化のように複数業種単産では好況業種を先行させて闘うとか、単産によって先行組合の

闘い方にもちがいがあった。最近では第三次産業のなかのマスコミや情報処理産業、レジャーサービス産業、対事業所サービス業など比較的新しい産業分野で早目に賃上げ闘争に取り組む組合がふえてきている。

これら先行組合の闘いを、春闘全体としてみると、そのおかれた産業条件による特性をうまく活かして、春闘全体のもりあがりをつくり主要大手組合の集中決戦へつなげていく役割などについては、依然として大きいものがある。

(4) 低成長下の春闘にあつて、とくにこの四～五年は、業種間、企業間、地域間などでさまざまな格差拡大傾向が生じているといわれてきた。総評はこの数年、格差問題の縮小のために努力し、要求面では個別賃金要求方式の重視による賃金の社会化、標準化をめざし、中小組合や地域春闘にも強く訴えてきた。今春闘では、全国一般のように中小・零細組合を数多くかかえている単産でも、個別賃金要求方式の採用に踏み切ったし、地域春闘の、なかでも取り組むところがふえてきている。

このような格差縮小への努力によって、月例賃金にあつては、格差はある程度縮小傾向をとりつつある。しかし、まだ、一時金を入れた年収面や、福利厚生面での格差は大きい。今後さらに、賃上げを中心に労働条件全体を引き上げていくという視点に立って、格差縮小の要求運動を持続していく必要がある。

なお、闘い方の面では、全体の春闘相場形成時期に、なるべくおくれないように、早目に闘争を組織して、相場への追いつき、追いこしをはかることが必要である。また追いあげの時期は、できるかぎり、個別にするのではなく、いっしょに共闘する単産や、単組の数をふやしていく努力が大切である。

(5) 地場中小組合を多くかかえている地域春闘についてみると、ここでの格差問題はたんに賃金だけでなく、労働条件全般におよんでいる。その意味では、賃上げ闘争とともに、地域生活圏闘争を幅広く展開し、全体的な所得再配分をめぐる、要求を組織する必要がある。いわゆる国民春闘的生活制度闘争の展開が必要であるが、高成長時代と異なり、要求してもなかなか獲得しにくい状況にある。要求の重点をしばらくこんだ闘いの組織化が必要である。

(6) 民間は春闘、官公労は秋闘というように、事実上の賃上げ決着時期が、この数年、政、財界の攻撃によって分断されてきた。その傾向は「人勧・仲裁」制度に対する機能的麻痺を狙う政府の攻撃によって急速に加速化された。今春闘では、このような「人勧・仲裁」制度運用の後退をまき返すために、官・民一体となつて、政労交渉をおこない、四月四日、「人勧・仲裁」制度尊重の確約を政府からとることができた。

しかし、仲裁裁定にあつては、民間賃金準拠方式が、去年について今年も民間賃上げ平均よりも低目におさえられた。あまつさえ政府はその実施にあつては、「四・四」政労交渉の約束を破って、今年も国会付議事項とし、実施の延期を画策してきている。

われわれは、仲裁裁定の早期実施を求める闘いや、人勧の早期勧告と速やかな実施を求める闘いなど、公労協、公務員共闘の闘いを全体で包んで、速やかに政府に対し四・四政労交渉の確約を守らせるため、官民一体の共闘を前進させねばならない。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
